

熊本県原子爆弾被爆者交通手当金支給要領

(昭和 63 年 1 月 16 日付け保予第 1663 号)

第 1 趣 旨

熊本県の区域内に居住する原子爆弾被爆者（以下「被爆者」という。）に対する交通手当金の支給は、「原子爆弾被爆者交通手当金支給要領（「原子爆弾被爆者の交通手当金支給について」昭和 35 年 4 月 1 日衛発第 285 号厚生省公衆衛生局長通知。）」によるほかこの要領の定めるところによる。

第 2 支給対象者

支給の対象となる者は、被爆者のうち熊本県知事が行う健康診断の一般検査を受診した結果精密検査を必要となった者で精密検査実施機関（以下「実施機関」という。）において精密検査を受診した者（以下「受診者」という。）とする。ただし、一般検査を受ける被爆者のうち交通費として 1 日 400 円以上を支出した者に対して予算の範囲内において交通手当金を支給することができる。

第 3 対象経費

支給の対象となる経費は、受診者の居住地から直近の実施機関までの間の交通費とする。ただし、他の実施機関で受診しても、交通手当金は直近の実施機関で受診したものとして支給額を定める。

第 4 前項の交通手当金は、居住地から直近の実施機関までの間を交通機関を利用する場合であって、経済的な通常の経路及び方法による最下級運賃である鉄道費、船賃、電車賃、バス賃及び通行料により算定する。ただし、急行料金、快速料等本来の運賃以外のものは支給しない。

第 5 請求

交通手当金の支給にあたっては、実施機関の精密検査を受診した証明入りの交通手当金支給請求書（別記様式）を受診者の居住地を管轄する保健所長に提出させなければならない。

第 6 支払

保健所長は、前項の請求書を審査のうえ交通手当金を支払うものとする。

第 7 廃止

熊本県原子爆弾被爆者交通手当金支給要領（昭和 43 年 9 月 2 日保予第 1387 号衛生部長通知）は廃止する。